

[記載例]

指定給水装置工事事業者の事業運営等に関する調査票

氏名又は名称 しらおか水道  
郵便番号、住所 349-0213  
白岡市高岩2211番地  
代表者氏名 しらおか太郎  
電話番号 000-123-456

①提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可）
令和 2 年 6 月 10 日 ・ <input type="checkbox"/> 未受講
（未受講の場合、その理由）※非公表

②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間	（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可）
休業日： 日曜日、年末年始 営業日： 月曜日～土曜日 営業時間： 8時00分～17時00分	
漏水等修繕対応の可否	（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可）
<input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可 ※可の場合、修繕対応時間等を記入してください。修繕対応時間： 8時30分～17時00分 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 ・ <input type="checkbox"/> 埋設部の修繕 その他（ ）	
対応工事種別（新設・改造等）：	（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可）
配水管からの分岐～水道メーター <input checked="" type="checkbox"/> 新設 ・ <input type="checkbox"/> 改造等 水道メーター～宅内給水装置 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 改造等	
その他（緊急時連絡先等）	（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可）

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、白岡市水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

# 〔記載例〕

## ③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

「給水装置工事主任技術者等に対して、外部機関による研修、自社内研修の機会を確保するよう努めなければならないことについての関係法令」は、次のとおりです。

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
しらおか 太郎	給水工事振興財団 eラーニング	平成29年7月20日
しらおか 太郎	自社内研修 ○○に関する事務研修	平成29年7月23日
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可		

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

# 〔記載例〕

## ④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

「適切に作業を行うことができる技能を有する者」についての関係法令は、次のとおりです。

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
社員A	○	○	講習会修了者	H30
社員B	○	○	検定会合格者	H30
社員C	○	×		H30

上記の内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

可 ・  不可

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、認定協議会が認定した資格を有する者)

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

※技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。